

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	一般社団法人静岡県社会福祉士会
所 在 地	静岡県静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合福祉会館 4階
評価実施期間	27年9月16日～ 28年2月27日
評価調査者番号	① H18-c003
	② H18-c007
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：すぎのこ保育園 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名：坂口直子 (管理者)	開設年月日 昭和 53年 4月 1日
設置主体：社会福祉法人天竜厚生会 経営主体：社会福祉法人天竜厚生会	定員 60 (利用人数) 67
所在地：〒431-3305 浜松市天竜区大谷111-1	
連絡先電話番号： 053-922-0170	FAX番号 053-922-0171
ホームページアドレス	http://www.tenryu-kohseikai.or.jp/

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
・一般保育事業 ・一時預かり（保育）事業 ・延長保育事業 ・親子ひろば事業 ・障害児保育事業 ・外国人児童保育事業	入園・進級式・参観会・参加会・七夕祭り・遠足・いも掘り・発表会・クリスマス会・餅つき・豆まき・卒園式
居室概要	居室以外の施設設備の概要
・一般保育室（4室）・沐浴室・調乳室	給食室・トイレ（箇所）・沐浴室・洗濯室・プール・遊具・砂場・泥場・菜園

職員の配置

職種	人 数	職種	人 数
保育士	17名	栄養士	1名
調理師	1名	嘱託医	2名

2 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

- ・法人の理念や保育理念・基本方針は明文化され、職員や保護者へ周知する取り組みと地域へも知らせるための取り組みを継続しています。

- ・事業計画は長期が5年ですが、3年で中期計画を策定し、見直しと単年度への反映を行い、計画策定の過程も職員からの意見を反映したものになっています。
- ・職員の就業状況や意向は把握され、カウンセラーへの相談体制もあります。
- ・福利厚生については雇用形態に関係なく充実し、また事故については十分な補償に入っています。
- ・実習生の受け入れはマニュアルに基づき、園でプログラムを用意の上、受け入れ体制を整え、保護者への説明がなされ理解も得られています。
- ・災害時に体制としては、法人のマニュアルに追加して、「すぎのこ保育園」独自の手順書を作成し、全職員に配付をしています。
- ・発生した事故情報・ヒヤリハットは一覧表に記載し、毎月報告の上、分析と対応を検討して再発の防止に努めています。
- ・子どもの自発的活動を大切にし、屋外に砂場と泥場を設ける等、子どもの体験の環境を整備しています。
- ・地域の福祉ニーズの把握に努め、病後児保育・放課後児童クラブ・子育て相談等のニーズを中長期計画に含み、親子広場は月曜日から金曜日まで実施しています。
- ・保育は各年齢に対し指導計画のもと適切に実施されています。
- ・職員に対する虐待や不適切なかかわり・性差別・人権擁護・個人情報の保護についての研修会を実施しています。

◆ 特に改善を求められる点

- ・必要な人材に関するプランについては、法人本部で人員体制の充実を図っていますが、保育園としての具体的なプランがあるとまではいえません。
- ・サービスの終了後の相談窓口までは設置していますが、引き継ぎについての決まった書式がありません。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の第三者評価受審に当たり、職員全員で評価項目の一つ一つを見直し、保育を振り返り検討する良い機会となりました。

着眼点の捉え方など具体的に説明や助言をしていただき大変勉強になりました。

結果を真摯に受け止め、より信頼される保育園となるよう改善に努めていきたいと思います。

4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ 1 理念・基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書に法人・保育所の理念、保育園経営書に保育理念や基本方針を明文化しています。 ・事業計画書と保育園経営書は全職員に配付し、4月の職員会議で園長が説明をしています。また、法人内で異動した職員と新任職員に対しては1週間目、1ヶ月
--------------------	--

	<p>目、他に年間4回、園長または主任が周知の状況の確認をしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者には入園・進級時に事業計画を説明し、さらに視覚的に判り易く工夫した「保育園のくらし」を、懇談会でも配付の上、説明を行い、地域の公共施設にも配布しています。
2 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書は5年計画で作成され、更に3年の中期計画を作成の上、中期計画の評価見直しを行い、結果を単年度の目標にも反映しています。 職員からの意見を事業計画に反映し、毎月、自己評価と見直しを行い、園長が職員会議で全職員に説明しています。 事業計画は入園・進級時に広報誌「あかまつ」を配付して保護者に説明しています。
3 管理者の責任とリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> 園長は職員会議や「園だより」で自己の役割と責任を表明し、研修に参加して職員へ内容の説明をしています。 法人のISOの品質管理の規定に基づき実施し、文書管理や個人情報の取り扱いについてはマニュアル化して管理しています。 月次経営成績表を作成し、省エネへの取り組みや、園児が絵本の表紙が見やすいようにラックの位置の改善等を実施しています。
評価対象Ⅱ	
1 経営状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 法人本部と連携し、福祉事業の全体の把握や、地域のニーズを把握して中長期目標に反映し、育児相談や保育園親子広場などを実施しています。 月次経営成績で毎月コスト分析を行い、事業計画や予算に反映し、購入品等も職員会議で検討しています。 外部監査が実施されています。
2 人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> 分掌は経営書に記載の上、全職員に配付され、職員会議で職責の説明を行っています。 法人本部で人員体制の充実を図っていますが、保育園としての具体的なプランがあるとまではいえません。 人事考課は人事制度要綱に基づき正規職員に実施され、自己評価表を通じて職員へフィードバックされています。また、非常勤の職員については、半年に1回、園独自の面談を実施しています。 就業状況や意向は把握され、カウンセラーへの相談体制もあります。また、福利厚生については雇用形態に関係なく充実しています。 職員の教育や研修に関しては、法人事業計画経営方針に「人材育成」方針があり、中長期計画に方向性が示されています。研修はこれに沿って実施され、定期的な評価と見直しが行われています。 保育士はクラスカンファレンスにより、振り返りや改

	<p>善を図り、内容は主任が確認し、毎月、自己評価を実施して次月に繋げています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生の受け入れについてはマニュアルに基づき、園でプログラムを用意し、受け入れ体制を整え、保護者への説明がなされ理解も得られています。
3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時におけるマニュアル類が整い、職員はいつでも見ることができ、毎月リスクの報告をして、職員会議で検討しています。 ・災害時に対しては法人のマニュアルに追加して、「すぎのこ保育園」で独自の手順書を作成し、全職員に配付をしています。 ・大量調理マニュアル、水回り、トイレの清掃・チェック表があり、マニュアルの見直しは年1回、定期的に実施しています。 ・発生した事故情報・ヒヤリハットは一覧表に記載し、毎月報告の上、分析と対応を検討しています。 ・事故防止の研修に参加し、業者による遊具点検、職員による園内点検を実施しています。 ・補償内容が十分な損害賠償保険に加入しています。
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる子どもに必要な社会資源をリスト化し、職員が情報を共有する他、子育ての相談の案内は機関紙に掲載しています。 ・関係機関との連携・協力体制があり、児童虐待の対応についてもマニュアルを基本に、関係機関との連携・協力体制があります。また、保護者に対する啓発活動や職員研修も実施しています。 ・地域の福祉ニーズの把握に努め、病後児保育・放課後児童クラブ・子育て相談等のニーズを中長期計画に含み、親子広場は月曜日から金曜日まで実施しています。
評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・1、2歳時の保育室は腰の高さまで地窓を設け、屋外で遊ぶ子どもの様子が見えるような配慮があります。子どもが基本的生活習慣を体得し、子どもの好みを刺激しながら積極的な身体活動を促す環境を整えています。 ・虐待や不適切なかかわり・性差別・人権擁護・個人情報の保護についての研修会を実施し、子どもが自身を守る知識や具体的方法は日々の保育の中で伝達、実践をしています。また、利用者満足度調査の結果について保護者への報告はなされていますが、それに至る利用者参画のもとでの検討会議は開かれていません。 ・食生活については子どもの嗜好の把握、献立や食べ方、食べる場所等の工夫、栄養士による保育士への研修や保護者への食事だよりの発行等で内容の充実を図っています。 ・沐浴の環境として冬に沐浴室を暖めるために簡易式ファンヒーターを設置しています。

	<ul style="list-style-type: none"> 意見も苦情と同等の扱いをしており、保護者の意見を聞く仕組みと苦情解決の仕組みや、苦情を言いやすい環境の整備をしていますが、相談援助が困難な場合の対応マニュアルがありません。 個々のサービスの標準的実施方法が確立し、適切に実施されています。
2 サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康管理や健康診断の結果については保護者に伝えるとともに保健計画により適切に行われ、アレルギー疾患に対してもエピペン（アナフィラキシー補助治療剤）の講習を含め研修を行っています。 保育は各年齢に対し指導計画のもとに適切に実施されています。 保育園と小学校との連携がしっかりとれており、小学校教員との意見交換や合同研修を実施しています。 自発的活動を大切にし、屋外に砂場と泥場を設ける等、子どもの体験の環境を整備しています。 長時間保育の利用者がいない為に夕食や軽食の対象者がなく記録についても決まりがありません。 一時保育の預かりは一般保育室で実施され、健康連絡ノートには健康状態だけでなく、一日の様子も記載されています。 健康連絡ノートでは日々の健康について連絡し合い、3歳以上児の一般的保育での日々の生活の様子はクラスごと当日の内容をホールに掲示し、特別必要なこと以外は送迎時に口頭で伝えています。 保育記録の作成にあたり、職員の記録方法にばらつきが出ないように指導しています。 利用者に関する記録の管理体制はISOの規定により確立し、利用者の状況の情報は毎日、コミュニケーションノートを全職員が読んで確認することを義務付け、職員会議欠席者への周知も確実に行われています。
3 サービスの開始、継続	<ul style="list-style-type: none"> 利用希望者に対して必要な情報資料は区内に広く配布や設置をしています。 サービスの開始にあたり適切に対応するとともに、サービスの終了後の相談窓口までは設置していますが、引き継ぎについては決まった書式がありません。
4 サービス実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> アセスメントは定められた様式・手順によって適正に実施されています。 子どもや保護者の心理面に着目した支援を実施しています。 入園・進級時および秋の懇談会で保育計画を策定するための説明を行い同意を得ています。 適正なサービス実施計画を策定しています。

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1)	理念、基本方針が確立されている。	
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2)	理念や基本方針が周知されている。	
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	A

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
	① 中・長期計画が策定されている。	A
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2)	計画が適切に策定されている。	
	① 事業計画の策定が組織的に行われている。	A
	② 事業計画が職員に周知されている。	A
	③ 事業計画が利用者等に周知されている。	A

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1)	管理者の責任が明確にされている。	
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A
I-3-(2)	管理者のリーダーシップが発揮されている。	
	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	A
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
II-1-(1)	経営環境の変化等に適切に対応している。	
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	A
	③ 外部監査が実施されている。	A

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1)	人事管理の体制が整備されている。	
	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	A
II-2-(2)	職員の就業状況に配慮がなされている。	
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
	② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	A
II-2-(3)	職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	A
	③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A
	④ 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	A
II-2-(4)	実習生の受け入れが適切に行われている。	
	① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	A

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1)	利用者の安全を確保するための取組が行われている。	
	① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
	② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	A
	③ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	A
	④ 発生した事故を把握している。	A
	⑤ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
	⑥ 安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
	⑦ 事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。	A

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	① 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
	② 施設が有する機能を地域に還元している。	A
	③ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 必要な社会資源を明確にしている。	A
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	A
	③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	A
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	A
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	A
	② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	A
	③ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A
	④ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
	⑤ 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	A
III-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	B
	② 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	A
	③ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	④ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	A
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。	A
	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
III-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		

① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	A
② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
⑤ 相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	B
⑥ 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	A
⑦ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共に理解を得るために機会を設けている。	A

III-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A	
② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	A	
III-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	A	
② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	
III-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことできるような人的・物的環境が整備されている。	A	
III-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A	
② 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A	
③ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A	
④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわるような人的・物的環境が整備されている。	A	
⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	A	
⑥ 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A	
⑦ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A	
⑧ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A	
⑨ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	A	

III-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。	
① 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	A
III-2-(6) 特別な保育への対応や配慮が行われている。	
① 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A
III-2-(7) サービス実施の記録が適切に行われている。	
① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	A
② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

III-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果
III-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。	
① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A
III-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	
① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

III-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果
III-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。	
① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	A
III-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	
① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	A
② 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	A
④ サービス実施計画を適切に策定している。	A
⑤ 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	A